

北海道告示第 10369 号

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成 13 年 12 月 18 日条例第 66 号）第 12 条第 4 項の規定により、次のとおり利用料金を改正し、令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年(2025 年) 3 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

北海道立職業能力開発支援センターの利用料金の額

区分	利用料金							
	午前		午後		夜間		1 日	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
1 号研修室	2,900 円	2,900 円	3,870 円	3,870 円	3,870 円	3,870 円	10,110 円	10,110 円
2 号研修室	1,980 円	2,310 円	2,630 円	3,070 円	2,630 円	3,070 円	6,880 円	8,070 円
3 号研修室	4,030 円	4,720 円	5,390 円	6,280 円	5,390 円	6,280 円	14,070 円	15,600 円
3 号 A 研修室	1,520 円	1,770 円	2,040 円	2,350 円	2,040 円	2,350 円	5,320 円	5,850 円
3 号 B 研修室	2,510 円	2,950 円	3,350 円	3,930 円	3,350 円	3,930 円	8,750 円	9,750 円
実習室	19,350 円	22,130 円	25,790 円	29,520 円	25,790 円	29,520 円	67,390 円	77,130 円
A 実習室	8,970 円	10,260 円	11,970 円	13,690 円	11,970 円	13,690 円	31,270 円	35,780 円
B 実習室	10,380 円	11,870 円	13,820 円	15,830 円	13,820 円	15,830 円	36,120 円	41,350 円